

日本学生支援機構 緊急採用・応急採用奨学金の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で日本学生支援機構の奨学金貸与を希望する学生は、
_____まで申し出てください。

記

1. 対象者

平成 29 年台風第 18 号に係る災害救助法
適用地域の世帯の学生

2. 災害救助法適用地域及び適用日

【大分県】佐伯市 津久見市 《災害救助法適用日：9月17日》

※近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

① 緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

- ◆貸与始期：平成 29 年 9 月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：平成 30 年 3 月。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより翌年度末（平成 31 年 3 月）まで貸与継続が可能です。その後も年度末ごとに同様の継続手続きを行うことで、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。
- ◆貸与月額：

課 程	貸与月額
学 部	30,000 円（※通学区分にかかわらず選択可） 45,000 円（自宅） ・ 51,000 円（自宅外）
修士・博士前期課程／専門職大学院課程	50,000 円・88,000 円 から選択
博士・博士後期課程／博士医・歯・薬学課程	80,000 円・122,000 円 から選択

② 応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

- ◆貸与始期：平成 29 年 4 月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：修業年限の終了月まで
- ◆貸与月額：

課 程	貸与月額
学 部	30,000 円・50,000 円・80,000 円・100,000 円・ 120,000 円から選択
修士・博士前期課程／専門職大学院課程 博士・博士後期課程／博士医・歯・薬学課程 法科大学院	50,000 円・80,000 円・100,000 円・130,000 円・ 150,000 円 から選択 ※法科大学院のみ、上記のうち 150,000 円を選択した 場合、40,000 円または 70,000 円の増額可